

約 款

第一条（目的）

本約款は、株式会社丸澤屋（以下「当社」といいます）が提供する以下に定めるエムズカードの利用について規定するもので、利用者によるエムズカードの利用には、本約款が適用されます。

第二条（定義）

本約款における主な用語の定義は別途定義されていない限り次のとおりとします。

- ◎エムズカード（以下「カード」といいます）当社が発行した、貨幣価値を電子情報に置き換え貯蓄、使用される円を単位とする電子的価値を利用するために必要な機能を備えたもの。
- ◎利用者：本約款に同意し、カードを利用する方。
- ◎商品：当社店舗にて販売する商品（商品券、ギフト券を除く）
- ◎利用：カードを次条に定める店舗に提示することによるサービス、または残高のあるを有するカードでの商品の引渡しを請求する行為。

第三条（利用可能店舗）

カードは「カード取扱店」の掲示がある日本国内のカード取扱店（以下「取扱店」といいます）で利用することができます。

第四条（カードの発行）

カードは取扱店において発行します。

第五条（入金の方法）

1. カードの発行（もしくはカードへの入金）は取扱店において承ります。
2. カードの発行（もしくはカードへの入金）現金でのお支払いとなります。
3. カードの入金は、当社が指定した期間しか入金は出来ません。
4. カードへの初回入金は取扱店において指定された金額からとなります。
なお、入金額は 10,000 円単位で上限 20 万円までとなります。
5. 入金したカードを転売、または販売することはできません。

第六条（利用の方法）

1. カードを利用する場合は、取扱店でカード提示していただきます。
2. カードに入金されている金額から利用合計額を差引くことにより、金銭にて商品購入合計額を支払った場合と同様の効果が生じます。この場合、利用金額及び利用後のカード残高はレシートに表示され、レシートの引渡時に利用者から特段の申出がない限り、利用者はカード残高に誤りがないことを確認したものとみなします。

第七条（ポイントサービス）

1. カード取扱店にて商品購入の際、レジにてカードを提示されるとポイントが加算されます。
2. 取扱店におけるポイントの加算について
 - (1) 加算の方法
 - ①商品購入ご精算時に、レジにてカードを提示されるとポイントが自動的に加算されます。
 - ②お買上げ金額 1,000 円ごとに 1 ポイントを加算いたします。

(2) 販促ポイントについて

当社が特別に販促時に定める一定期間に、取扱店において提示・入金をしたとき、別途設定したポイント比率により加算する場合がございます。

3. ポイント利用について

ポイントは、50 ポイント貯蔵された時点から 1,000 円として割引いたします。またカード利用者により貯蔵するか割引するかを選択することができます。貯蔵した場合は 50 ポイント累積後 50 ポイント単位で割引ができます。ポイントは返金および他商品券等と交換することはできません。

4. ポイント加算の上限

貯蓄ポイントは、500 ポイントまでとなります。それ以上の加算ポイントはつきません。

5. お買上商品返品のポイントサービスについて

カード取扱店においてカード決済にてお買上げいただいた商品を、ご都合やその他の理由で返品される場合は、レシートと共にカードを提示し、当該返品商品のお買上時に加算したポイント数を累計ポイントから差引くものとします。

6. カード再発行時のポイントについて

カードを破損し、当社がカードを再発行した場合には、それまでの有効ポイントは再発行したカードに移行されます。

第八条（残高の確認方法）

カード及びポイントの残高は、レシートに表示される他、当社 WEB サイトからも確認できます。

第九条（換金等）

カードの換金及び返金はできません。

第十条（再発行）

1. カードの紛失、盗難もしくは改竄、または利用者の許可なく第三者に使用された場合であっても、カード機能の停止、返金または再発行はいたしません。
2. 破損の原因が故意に基づいていないことが明らかで、カード磁気情報またはカード裏面に記載されているカード番号が判読可能な場合に限り、当社の判断により残高を移行させた新しいカードを発行します。

第十一条（不正な取得等）

1. 次の各号のいずれかに確答する場合は、当社の利用者にカードの利用をお断りし、カード機能を停止し、当社が必要と認める場合利用者のカードを当社にお引渡しいたできます。
 - (1) 利用者が不正な方法によりカードを取得し、また不正な方法により取得されたカードを知って利用し、また利用しようとした場合
 - (2) カードが改竄、偽造または変造されたものである場合
 - (3) 本約款に違反した場合
 - (4) その他、本カードが不正に利用された場合

2. 前項各号の疑いがある場合、当社は調査のために一時的にお預かりできるものとします。
3. 第一項においてカード機能を停止した場合、当社は当該カードの再発行、換金、返金等には一切応じません。

第十二条（カードの利用期限（重要））

1. カードの利用期限は、カードの最終利用日から 1 年（12 ヶ月）となっています。
2. 利用期限を超えた場合、残高の有無にかかわらずカードは無効となり、その際 換金、返金は一切いたしません。長期間利用しない場合はご注意ください。

第十三条（システム保守、障害等）

カードに関するシステムの設計及び管理には万全を期しておりますが、停電、システム障害メンテナンス及びカード偽造等に対する安全管理ならびにその他やむをえない事情により取扱店の一部または全部において、当社は予告なくカード利用内容の一部または全部を一時的に停止することができます。その際、カードが利用できないことから不利益または障害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。

第十四条（担保権設定の禁止）

カードへの質権等の担保権の設定は一切できません。また、利用者が本条に違反した場合でも当社は一切の責任を負いません。

第十五条（管轄裁判所）

本約款に基づく取引に関して当社との間に紛争が生じた場合、当社の本社を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第十六条（約款の変更）

1. 当社は当社の判断において予告無く本約款を変更することができます。
2. 前項の変更をする場合、当社は取引店において変更後の約款を当社所定の期間備え置きます。
なお、変更後の約款に記載された変更後の約款適用日以降の取引においては、変更後の約款が適応されます。

お問い合わせ TEL052-228-0001 10:00～17:00（土日祝日を除く）

株式会社 丸澤屋
名古屋市中区正木4-9-1笹とみビル2階
URL:<http://www.m-deux.com>